

議案第 70 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「創業等関連保証」の次に「及び創業関連保証」を加え、「、中小企業者」を「、創業者及び新規中小企業者」に改める。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 創業者 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する創業者並びに産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 23 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる創業者のうち、新たに市内に事業所を設置して事業を開始するものをいう。
- (2) 新規中小企業者 産業競争力強化法第 2 条第 17 項に規定する中小企業者であって同条第 23 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる創業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。

第2条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条に次の1号を加える。

- (5) 創業関連保証 産業競争力強化法第115条第1項に規定する創業関連保証をいう。

第3条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 個人の場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。

ア ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする額が1,000万円を超える場合 25歳以上であり、かつ、当該融資を受けようとする額から1,000万円を控除した額以上の額(借入金を有している場合にあっては、当該借入金の額に相当する額を控除した額)の自己資金を有していること。

イ ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする額が1,000万円以下である場合 25歳以上であること。

第3条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 次に掲げる融資の区分に応じ、それぞれ次に定める千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証を受けることができること。

ア 第2号アに掲げる場合において個人がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする額から1,000万円を控除した額に係る当該融資 創業等関連保証

イ アに掲げる融資以外の融資 創業関連保証

第3条第3項第4号中「創業等関連保証」を「創業関連保証」に改める。

第7条第1項ただし書中「1,500万円」を「2,000万円」に改め、同項第1号中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第2号ア」に、「が1,500万円」を「が1,000万円」に、「1,500万円)」を「1,000万円)に1,000万円を加算した額」に改め、同項第2号中「第3条第2項第2号に規定する自己資金の額(その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円)」を「1,000万円」に改め、同項第3号及び同条第2項中

「1,500万円」を「2,000万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成30年4月1日以後に融資の申請のあった改正後の第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4号に規定するベンチャービジネス等支援資金については、なお従前の例による。

理 由

産業競争力強化法の改正により創業関連保証に係る保証限度額が引き上げられることを踏まえ、本市のベンチャービジネス等支援資金に係る対象者の要件及び融資の要件を見直すとともに当該融資の限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。